

島ごとはっさくん プレミアム商品券事業 取扱要領

1. 目的

本事業は、因島水軍ふるさと商品券事業の付随事業として、令和8年8月1日から令和8年12月20日迄の期間にて開催される島ごとはっさくん内ポイントラリー事業(以下、当事業)となり、因島商工会議所(以下、当所)管内で事業を行う事業者のうち、ポイントラリー参加店で使用可能とする特別券を発行し、地域経済活性化寄与並びに、因島水軍ふるさと商品券事業の今後の持続的発展に寄与する為、発行並びに販売、運用を行う。

2. 発行団体

因島商工会議所

3. 商品券の概要

商品券正式名称：島ごとはっさくんプレミアム商品券

発行総額：600万円(無くなり次第終了)

使用開始日：令和8年8月1日

使用期限：令和8年12月20日(加盟店での利用枚数制限なし)

販売方法:500円券を10枚で1冊とし、プレミアム分20%分を追加した枚数を併せ、事前受付方式で販売。申込過多となる場合は抽選とする。

販売額:5,000円(非課税)

4. 利用方法

利用可能店舗は当事業特別サイトに掲載、又は商品券に同封する一覧に記載。

商品券の券面額以上(500円)の買い物をした際に利用可能。

使用上の注意点

1. 券面より少額の取引の場合、釣銭のお渡しは不可。
2. 本商品券と紙幣の交換は不可。
3. 次に該当する物には使用不可。
 - ・換金性の高いもの(ビール券、切手、プリペイドカード等)
 - ・加盟店を介しての通信販売等の支払い
 - ・国、地方公共団体、公共料金への支払
 - ・その他商品券利用が不適当と見受けられるもの

※ 上記物品への使用が確認された場合、加盟店登録取消とする。
4. 本券の盗難、紛失又は毀損に対して発行者は一切責任を負わない。
5. 商品またはサービスの取引において返品、瑕疵、その他問題が生じた場合、当事者間で解決すること。
6. 本券の有効期限が過ぎた場合、交換及び再発行は行わない。

5. 加盟店制度

対象事業者: 島ごとはっさくくん内事業「ポイントラリー」に参加事業所で、旧因島市内にて一般消費者向けに商品・サービス等を提供する事業者

加盟店申込方法: 島ごとはっさくくん内事業「ポイントラリー」に参加の後、因島水軍ふるさと商品券に未加盟の際は、その双方を書面または専用ページにて加盟店登録申請を行う。登録後、加盟店ステッカーを配布する。

6. 換金手続き

換金先: 因島商工会議所

換金方法: 基本的に電話等で事前連絡にて受付後、使用済み商品券を持参頂いた後、その場で換金。

ただし換金額が5万円を超える場合は必ず事前連絡を行うものとする。

必要書類: 店舗で使用された商品券(裏面の利用店舗欄に署名又は押印必須)

7. 換金手数料(全て税込)

ポイントラリー参加店: 手数料なし

ポイントラリー不参加店で誤って使用した場合: 「換金手数料取扱規定」の通り

8. 加盟店変更及び廃止

加盟店登録後に生じた情報の変更または加盟店廃止の手続きは、下記のとおりとする。

1. 加盟店は、登録した店舗情報(店舗名、所在地、代表者、連絡先等)に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法により当所へ届け出なければならない。

2. 加盟店が加盟登録の廃止を希望する場合は、当所にその旨を連絡し、承認を受けるものとする。

3. 前項の手続きを経ずに加盟を廃止した場合、商品券の換金手続き等について不利益が生じることがある。

9. 商品券の管理

発行団体である当所が責任をもって管理し、適切な帳簿・在庫管理を行う。

不正利用や不適切な運用が認められた場合は、関係機関と連携して対応する。

10. その他規定

本要領に規定されていない事項については、「因島水軍ふるさと商品券事業 取扱要領」並びに「換金手数料取扱規定」に従うものとする。また、当事業に係る変更点については随時本要領内において変更できるものとする。

11. 附則

施行日: 令和8年8月1日